

## 第3部

# 和光市における 子ども・子育て支援の内容



## 第1章 子ども・子育て支援の全体像

和光市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を実施し、子ども・子育ての支援を行います。

教育・保育事業、子ども・子育て支援法に定められる地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みと提供体制を第3章以降に掲載しています。

### ◆教育・保育事業

区分	施設・事業名	対象年齢	概要	利用できる認定区分
施設型 給付	幼稚園	3～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間の前後や夏休みなど園の休業中に預かり保育などを実施	1号
	保育所	0～5歳	夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施	2・3号
	認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設 (0～2歳) ・夕方までの保育 ・園により延長保育、一時預かりなどを実施 (3～5歳) ・昼過ぎごろまでの教育時間 ・保育が必要な場合は夕方までの保育 ・園により延長保育、一時預かりなどを実施	1・2・3号 ※園によっては0～2歳の保育(3号)または、3～5歳の教育のみ(1号)の受入れがない園があります。
地域型 保育 給付	小規模保育事業	0～2歳	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施	原則3号のみ
	家庭的保育事業	0～2歳	家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を実施	原則3号のみ
	事業所内保育事業	0～2歳	会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育	原則3号のみ
	居宅訪問型保育事業	0～2歳	障害・疾患で個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を実施	原則3号のみ

- ・ 地域型保育給付は、主に夕方までの保育のほか、事業者により延長保育を実施します。なお、居宅訪問型保育事業は親の就労にあわせ夜間などもあります。
- ・ 幼稚園、事業所内保育は施設の意向により、給付対象に移行する施設と移行せずに現行のままの施設に分かれます。給付対象に移行した施設の利用者負担額は保護者の所得等に応じたものとなりますが、現行のままの施設については、従来どおり事業所が定める利用者負担額となります。

◆地域子ども・子育て支援事業

※区分欄「法」:子ども・子育て支援法の法定事業、「独」:和光市独自の事業

会 議		区分
中央コミュニティケア会議		独
コミュニティケア会議(日常生活圏域)		独
要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)		法

わこう版ネウボラ・子ども・子育て支援事業				区分	
マネジメント型		医療・保健系		利用者支援事業(母子保健コーディネーター)	独
		福祉系		利用者支援事業(子育て支援コーディネーター)	法
公助サービス(ハイリスク)	個別支援	医療・保健系サービス	産後ケア事業	ショートステイ	独
				デイケア	独
				訪問型産後ケア(看護型・ヘルパー型)	独
				新生児一時保育	独
	福祉系サービス	養育支援訪問事業	法		
ひとり親・生活困窮家庭等への支援事業	独				
公助・共助サービス	集団支援サービス	医療・保健系サービス	産前・産後サポート事業	妊婦健康診査事業	法
				乳児家庭全戸訪問事業	法
			プレパパママ教室	独	
			マタニティクラス	独	
			新米ママ学級	独	
	赤ちゃん学級	独			
	通所型サービス	時間外保育事業(延長保育)			法
		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)			法
		一時預かり事業(幼稚園の延長保育)			法
		一時預かり事業(一時保育事業)			法
		病児・病後児保育(通所型・訪問型)			法
		放課後児童健全育成事業(保育クラブ)			法
		放課後子ども教室			独
児童センター・児童館			法		
地域子育て支援拠点事業			独		
互助サービス	産前・産後サポート			独	
	ファミリー・サポート・センター事業・緊急サポートセンター事業			法	
	児童夜間養育事業			法	
	家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)			独	
その他	公園、プレーパーク			独	
	(仮称)わこうキッズサミット			独	

## 第2章 将来推計人口

### 1 人口推計

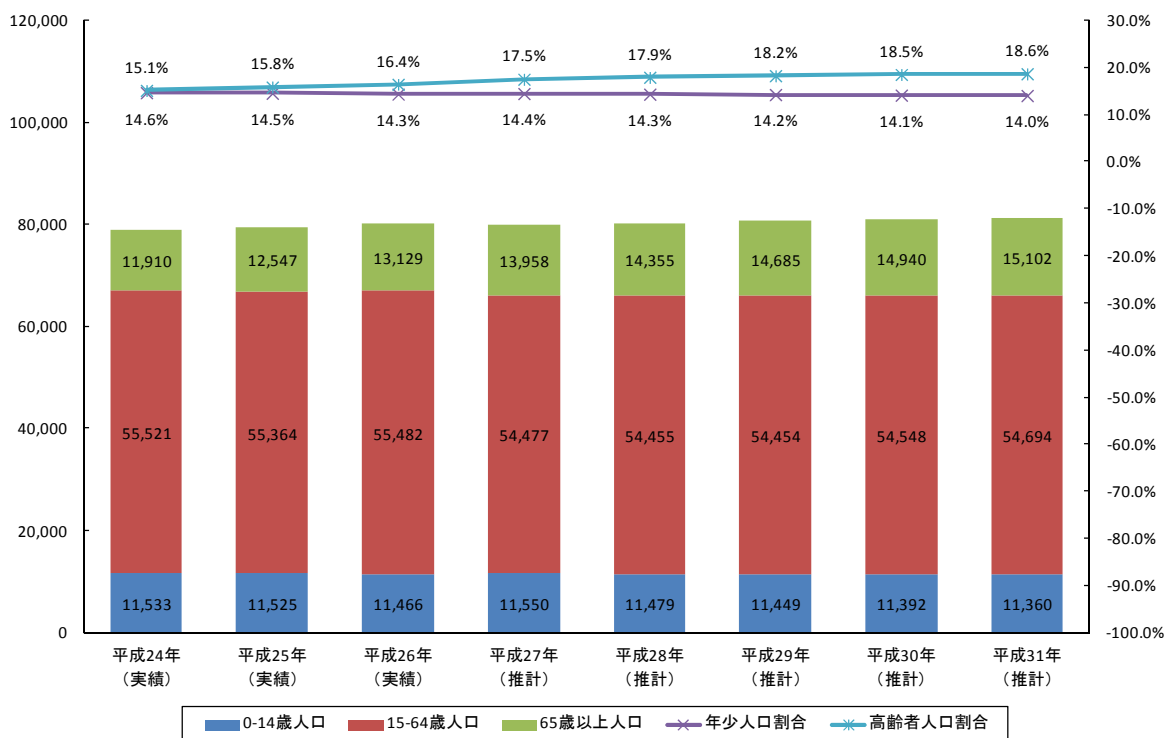
人口推計は、平成21年から平成25年までの5年分の住民基本台帳（各年10月1日）を用いてコーホート法により推計しています。その結果、総人口は計画期間の平成27年の79,985人から微増していき、平成31年には81,156人になるものと推計しています。

総人口は微増していくものの、年齢3区分別人口を見ると、0～14歳人口は微減、15～64歳人口は横ばい、65歳以上人口は増加していくと見込んでいます。0～14歳人口の総人口に占める割合である年少人口割合は、計画期間の平成27年には14.4%ですが、平成31年には14.0%になると見込まれます。一方で、65歳以上人口の総人口に占める割合である高齢者人口割合は上昇するため、少子高齢化が進んでいくと見込まれます。

図表3-1 人口推計

(単位:人、%)

	平成24年 (実績)	平成25年 (実績)	平成26年 (実績)	平成27年 (推計)	平成28年 (推計)	平成29年 (推計)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)
総人口	78,964	79,436	80,077	79,985	80,289	80,588	80,880	81,156
0-14歳人口	11,533	11,525	11,466	11,550	11,479	11,449	11,392	11,360
15-64歳人口	55,521	55,364	55,482	54,477	54,455	54,454	54,548	54,694
65歳以上人口	11,910	12,547	13,219	13,958	14,355	14,685	14,940	15,102
年少人口割合	14.6%	14.5%	14.3%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%	14.0%
高齢者人口割合	15.1%	15.8%	16.4%	17.5%	17.9%	18.2%	18.5%	18.6%



## 2 子どもの人口の推計

人口推計を0～11歳まで各歳別に見ると図表3-2になります。計画期間の平成27年から平成31年では、総人口は増加しますが、0～11歳の人口は9,400人前後で横ばいです。0～5歳人口は5,000人前後、6～11歳は4,400人前後で推移します。

図表3-2 子どもの人口の推計

(単位:人、%)

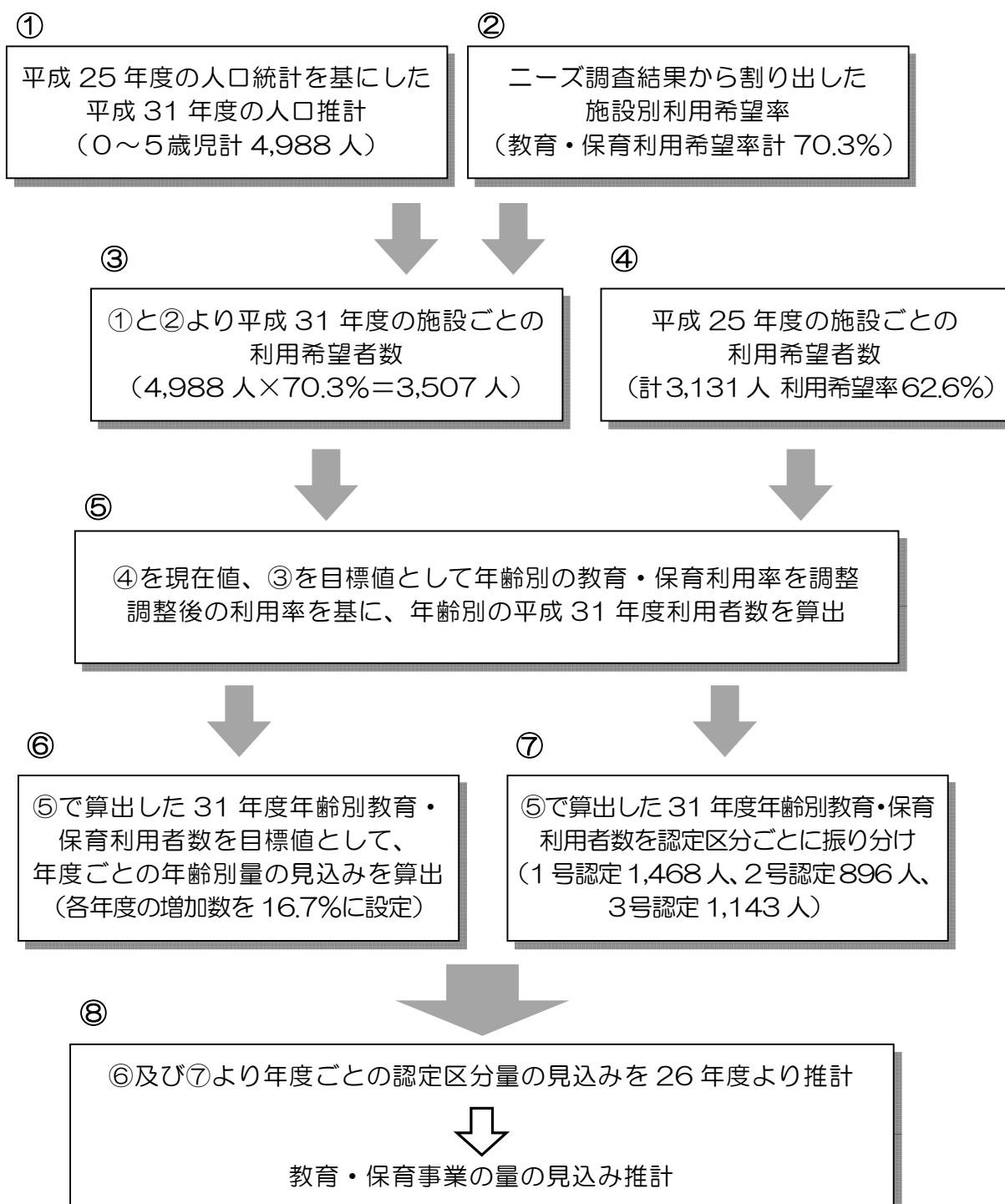
	平成24年 (実績)	平成25年 (実績)	平成26年 (実績)	平成27年 (推計)	平成28年 (推計)	平成29年 (推計)	平成30年 (推計)	平成31年 (推計)
総人口	78,964	79,436	79,669	79,985	80,289	80,588	80,880	81,156
0歳	814	893	833	879	879	874	868	861
1歳	912	831	885	879	876	877	871	865
2歳	887	887	809	865	857	854	855	850
3歳	809	842	868	780	832	823	821	822
4歳	787	776	829	836	763	814	806	803
5歳	791	770	776	811	816	746	795	787
0歳～5歳小計	5,000	4,999	5,000	5,050	5,023	4,988	5,016	4,988
6歳	749	779	747	744	788	793	725	773
7歳	703	736	760	743	730	774	779	711
8歳	751	687	729	757	730	717	759	765
9歳	759	728	670	722	742	715	703	744
10歳	711	744	724	670	707	727	700	688
11歳	745	708	716	709	657	693	713	687
6歳～11歳小計	4,418	4,382	4,346	4,345	4,354	4,419	4,379	4,368
合計	9,418	9,381	9,346	9,395	9,377	9,407	9,395	9,356

## 第3章 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

### 1 推計の手順

教育・保育事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果を基に、次の手順で推計します。

図表3-3 教育・保育事業の量の推計のフロー



## 2 教育・保育事業の展開にあたっての考え方

教育・保育事業を展開するにあたって、平成31年度に向けて次の2つの目標値（割合）を設定します。

### （1）教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合について、現状では62.6%ですが、平成31年度には、70.3%とします。

図表3-4 教育・保育事業利用者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現状	4,999人	3,131人	62.6%
平成31年度	4,988人	3,507人	70.3%

### （2）教育・保育事業利用者の内訳の割合

教育・保育事業を利用する割合の内訳は、平成31年度には、幼稚園25.0%、保育所24.3%、認定こども園14.0%、小規模保育11.2%とします。

図表3-5 教育・保育事業利用者の人数

	現状	平成31年度
幼稚園	1,491人 (29.8%)	1,246人 (25.0%)
保育所	1,277人 (25.5%)	1,212人 (24.3%)
認定こども園	0人 (0.0%)	492人 (14.0%)
小規模保育	0人 (0.0%)	557人 (11.2%)

※( )内は0～5歳に占める割合

※現状の人口、保育所、小規模保育の利用者数は平成25年10月1日現在。

幼稚園利用者は平成25年12月12日現在。



### 3 教育・保育事業の量の見込み

#### (1) 市内全体

市内全体では、平成27年度は必要利用定員総数に対して、提供体制が2号認定で44人、3号認定で170人不足しています。必要利用定員総数は28年度以降も増え続けますが、保育所の整備・定員増、認定こども園の整備、家庭保育室の地域型保育給付（小規模保育）への移行・新たな整備を行い、提供体制を確保し、31年度には1～3号認定すべてで必要利用定員総数分の提供体制を確保します。なお、市内施設を利用する1号認定については、毎年度余裕がありますが、これは市外に居住する方が市内の幼稚園を利用することを想定しています。

図表3-6 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【全体】

		市内に居住する児童								
		市内の施設を利用				他市の施設を利用				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳	
平成27年度	必要利用定員総数(①)	780	787	285	707	698	0	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	0	743	116	381	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		743	116	381	0	0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			79	195			0	0
		認可外(地方単独)		0	16	35	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				698					
①-②		-165	44	74	96	0	0	0	0	
平成28年度	必要利用定員総数(①)	780	814	295	735	695	0	0	0	
	提供体制(②)	施設型給付	0	797	122	393	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		797	122	393	0	0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			109	260			0	0
		認可外(地方単独)		0	11	24	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				695					
①-②		-165	17	53	58	0	0	0	0	
平成29年度	必要利用定員総数(①)	820	842	307	761	653	0	0	0	
	提供体制(②)	施設型給付	40	843	130	409	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		807	122	393	0	0	0	0
		認定こども園	40	36	8	16	0	0	0	0
		地域型保育給付			139	325			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				653					
①-②		-165	-1	38	27	0	0	0	0	
平成30年度	必要利用定員総数(①)	792	869	317	788	677	0	0	0	
	提供体制(②)	施設型給付	89	913	147	443	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		850	131	411	0	0	0	0
		認定こども園	89	63	16	32	0	0	0	0
		地域型保育給付			169	385			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				677					
①-②		-242	-44	1	-40	0	0	0	0	
平成31年度	必要利用定員総数(①)	819	896	327	816	649	0	0	0	
	提供体制(②)	施設型給付	134	918	146	434	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		740	110	362	0	0	0	0
		認定こども園	134	178	36	72	0	0	0	0
		地域型保育給付			181	410			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	945				649					
①-②		-260	-22	0	-28	0	0	0	0	

(2) 北エリア

北エリアでは、平成27年度は必要利用定員総数に対して、提供体制が3号認定で96人不足しています。必要利用定員総数は28年度以降も増え続けますが、保育所の整備、認定こども園の整備、家庭保育室の地域型保育給付（小規模保育）への移行等新たな整備を行い、提供体制の確保に努めます。しかし、平成31年度では3号認定の0歳で提供体制の不足が見られるため、他エリアと調整を図りながら、需給のマッチングをしていきます。なお、市内施設を利用する1号認定については、毎年度余裕がありますが、これは市外に居住する方が市内の幼稚園を利用することを想定しています。

図表3-7 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【北エリア】

		市内に居住する児童								
		市内の施設を利用				他市の施設を利用				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
平成27年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	465	284	131	320	172	0	0	0
		施設型給付	0	315	49	166	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		315	49	166		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			37	87			0	0
		認可外(地方単独)		0	5	11		0	0	0
確認を受けない幼稚園	490				172					
①-②		-25	-31	40	56	0	0	0	0	
平成28年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	465	295	135	333	171	0	0	0
		施設型給付	0	315	49	166	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		315	49	166		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			61	139			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	490				171					
①-②		-25	-20	25	28	0	0	0	0	
平成29年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	465	306	140	345	170	0	0	0
		施設型給付	0	315	49	166	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		315	49	166		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			85	191			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	490				170					
①-②		-25	-9	6	-12	0	0	0	0	
平成30年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	419	317	145	357	210	0	0	0
		施設型給付	49	342	57	182	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		315	49	166		0	0	0
		認定こども園	49	27	8	16	0	0	0	0
		地域型保育給付			85	191			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	490				210					
①-②		-120	-25	3	-16	0	0	0	0	
平成31年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	412	328	150	369	221	0	0	0
		施設型給付	49	342	57	182	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		315	49	166		0	0	0
		認定こども園	49	27	8	16	0	0	0	0
		地域型保育給付			91	204			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
確認を受けない幼稚園	490				221					
①-②		-127	-14	2	-17	0	0	0	0	

### (3) 中央エリア

中央エリアでは、平成27年度は必要利用定員総数に対して、提供体制が1号～3号認定で不足しています。必要利用定員総数は28年度以降も増え続けますが、保育所の整備、定員増、認定こども園の整備、家庭保育室の地域型保育給付（小規模保育）への移行等新たな整備を行い、提供体制の確保に努めます。しかし、平成31年度でも1号認定及び3号認定の0歳で提供体制の不足が見られるため、他エリアと調整を図りながら需給のマッチングをしていきます。

図表3-8 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【中央エリア】

			市内に居住する児童								
			市内の施設を利用				他市の施設を利用				
			1号	2号	3号		1号	2号	3号		
					0歳	1～2歳			0歳	1～2歳	
平成27年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	210	261	91	217	259	0	0	0	0
		施設型給付	0	219	35	116	0	0	0	0	0
		幼稚園	0				0				
		保育所		219	35	116	0	0	0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			30	63			0	0	0
		認可外(地方単独)		0	11	24		0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175				259						
①-②			35	42	15	14	0	0	0	0	
平成28年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	210	270	95	225	258	0	0	0	0
		施設型給付	0	273	41	128	0	0	0	0	0
		幼稚園					0				
		保育所		273	41	128	0	0	0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			30	63			0	0	0
		認可外(地方単独)		0	11	24		0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175				258						
①-②			35	-3	13	10	0	0	0	0	
平成29年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	250	279	99	233	217	0	0	0	0
		施設型給付	40	309	49	144	0	0	0	0	0
		幼稚園	0				0				
		保育所		273	41	128	0	0	0	0	0
		認定こども園	40	36	8	16	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			36	76			0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175				217						
①-②			35	-30	14	13	0	0	0	0	
平成30年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	257	288	102	241	215	0	0	0	0
		施設型給付	40	309	49	144	0	0	0	0	0
		幼稚園	0				0				
		保育所		273	41	128	0	0	0	0	0
		認定こども園	40	36	8	16	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			48	100			0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175				215						
①-②			42	-21	5	-3	0	0	0	0	
平成31年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	250	297	105	250	215	0	0	0	0
		施設型給付	40	309	49	144	0	0	0	0	0
		幼稚園	0				0				
		保育所		273	41	128	0	0	0	0	0
		認定こども園	40	36	8	16	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			54	112			0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	175				215						
①-②			35	-12	2	-6	0	0	0	0	

(4) 南エリア

南エリアでは、平成27年度は必要利用定員総数に対して、提供体制が2号認定で33人、3号認定で45人不足しています。必要利用定員総数は28年度以降も増え続けますが、保育所の整備、定員増、認定こども園の整備に加え、家庭保育室の地域型保育給付（小規模保育）への移行等新たな整備を行い、提供体制の確保に努めます。しかし、平成31年度でも2号認定で提供体制の不足が見られるため、他エリアと調整を図りながら、需給のマッチングをしていきます。なお、市内施設を利用する1号認定については、毎年度170人程度の余裕がありますが、これは市外に居住する方が市内の幼稚園を利用することを想定しています。

図表3-9 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳【南エリア】

		市内に居住する児童								
		市内の施設を利用				他市の施設を利用				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1~2歳			0歳	1~2歳	
平成27年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	105	242	63	170	267	0	0	0
		施設型給付	0	209	32	99	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		209	32	99		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			12	45			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280				267				
	①-②	-175	33	19	26	0	0	0	0	
平成28年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	105	249	65	177	266	0	0	0
		施設型給付	0	209	32	99	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		209	32	99		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			18	58			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280				266				
	①-②	-175	40	15	20	0	0	0	0	
平成29年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	105	257	68	183	266	0	0	0
		施設型給付	0	219	32	99	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		219	32	99		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			18	58			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280				266				
	①-②	-175	38	18	26	0	0	0	0	
平成30年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	116	264	70	190	252	0	0	0
		施設型給付	0	262	41	117	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		262	41	117		0	0	0
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0
		地域型保育給付			36	94			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280				252				
	①-②	-164	2	-7	-21	0	0	0	0	
平成31年度	提供体制(2)	必要利用定員総数(1)	157	271	72	197	213	0	0	0
		施設型給付	45	267	40	108	0	0	0	0
		幼稚園	0				0			
		保育所		152	20	68		0	0	0
		認定こども園	45	115	20	40	0	0	0	0
		地域型保育給付			36	94			0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0		0	0	0
	確認を受けない幼稚園	280				213				
	①-②	-168	4	-4	-5	0	0	0	0	

## 4 教育・保育事業の提供体制

### (1) 施設型給付

#### ① 幼稚園

和光市の幼稚園を利用している子どもの約5割が市外の幼稚園に通っていますが、ニーズ調査では市内施設の利用意向が高いことから、市外幼稚園利用者が市内の幼稚園及び認定こども園を利用できるよう、市内に教育ニーズに対応した基盤整備を行います。具体的には、平成29年度から市内に認定こども園を整備します。また、幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

#### 【市内年度別提供体制】

##### <1号認定>

(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	945	945	945	945	945	945	945
北エリア	490	490	490	490	490	490	490
中央エリア	175	175	175	175	175	175	175
南エリア	280	280	280	280	280	280	280

##### <施設数>

(施設)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	4	4	4	4	4	4	4
北エリア	2	2	2	2	2	2	2
中央エリア	1	1	1	1	1	1	1
南エリア	1	1	1	1	1	1	1

## ②保育所

平成25年度では市内の認可保育所の定員計1,160人に対して、実際の利用者数は1,277人と定員を弾力化して受け入れており、その上で待機児童が発生している状況です。

国の待機児童解消加速化プランを活用し、認可保育所を整備します。具体的には、保育所を平成27年度に北エリアに1園、平成28年度に中央エリアに1園整備します。

また、認可保育所の認定こども園への移行を推進します。具体的には、平成31年度には南エリアにある1園が認定こども園に移行するように推進します。

### 【市内年度別提供体制】

#### <2号認定>

(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	700	706	743	797	807	850	740
北エリア	278	278	315	315	315	315	315
中央エリア	213	219	219	273	273	273	273
南エリア	209	209	209	209	219	262	152

#### <3号認定>

(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	460	464	497	515	515	542	472
北エリア	182	182	215	215	215	215	215
中央エリア	147	151	151	169	169	169	169
南エリア	131	131	131	131	131	158	88

## ＜施設数＞

		(施設)					
	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	14	14	15	16	16	16	15
北エリア	7	7	8	8	8	8	8
中央エリア	4	4	4	5	5	5	5
南エリア	3	3	3	3	3	4	3

## ③認定こども園

幼保連携型認定こども園は、平成29年度に1園、平成30年度に1園整備します。

また、現在の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を推進します。具体的には、平成31年度に保育所が1園、認定こども園に移行するように推進します。

## 【市内年度別提供体制】

## ＜1号認定＞

		(人)					
	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	40	89	134
北エリア	0	0	0	0	0	49	49
中央エリア	0	0	0	0	40	40	40
南エリア	0	0	0	0	0	0	45

## ＜2号認定＞

		(人)					
	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	36	63	178
北エリア	0	0	0	0	0	27	27
中央エリア	0	0	0	0	36	36	36
南エリア	0	0	0	0	0	0	115

< 3号認定 >

(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	24	48	108
北エリア	0	0	0	0	0	24	24
中央エリア	0	0	0	0	24	24	24
南エリア	0	0	0	0	0	0	60

< 施設数 >

(施設)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	0	0	1	2	3
北エリア	0	0	0	0	0	1	1
中央エリア	0	0	0	0	1	1	1
南エリア	0	0	0	0	0	0	1



## (2) 地域型保育給付

和光市では施設型給付の事業に加え、保育の質を確保した上で、地域型保育給付の事業を積極的に活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

### ①小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。

0～2歳の保育は小規模保育事業を中心に拡充します。既存の家庭保育室の小規模保育への移行も含め、5年間で新たに小規模保育を32か所整備します。

#### 【市内年度別提供体制】

##### <3号認定>

(人)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制 (施設数)	0	0	274	369	464	554	591
北エリア	0	0	124	200	276	276	295
中央エリア	0	0	93	93	112	148	166
南エリア	0	0	57	76	76	130	130

##### <施設数>

(施設)

	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制	0	0	15	20	25	30	32
北エリア	0	0	7	11	15	15	16
中央エリア	0	0	5	5	6	8	9
南エリア	0	0	3	4	4	7	7

## ②家庭的保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者<sup>※</sup>の居宅その他の場所で保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

平成27年度に事業者に対し周知し、平成28年度以降、施設型給付対象施設のサテライト（併設）で実施を検討していきます。

## ③事業所内保育事業

事業主（企業）等が、主に満3歳未満の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

現在、和光市には事業所内保育を実施している事業（企業）が4か所あります。平成27年度中に独立行政法人国立病院機構埼玉病院の事業所内保育事業について、地域児童の受け入れ枠の確保を検討します。

## ④居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅で家庭的保育者<sup>※</sup>による保育を行う事業です。

平成27年度に事業者に対し周知し、平成28年度以降、施設型給付対象施設のサテライト（併設）で実施を検討していきます。

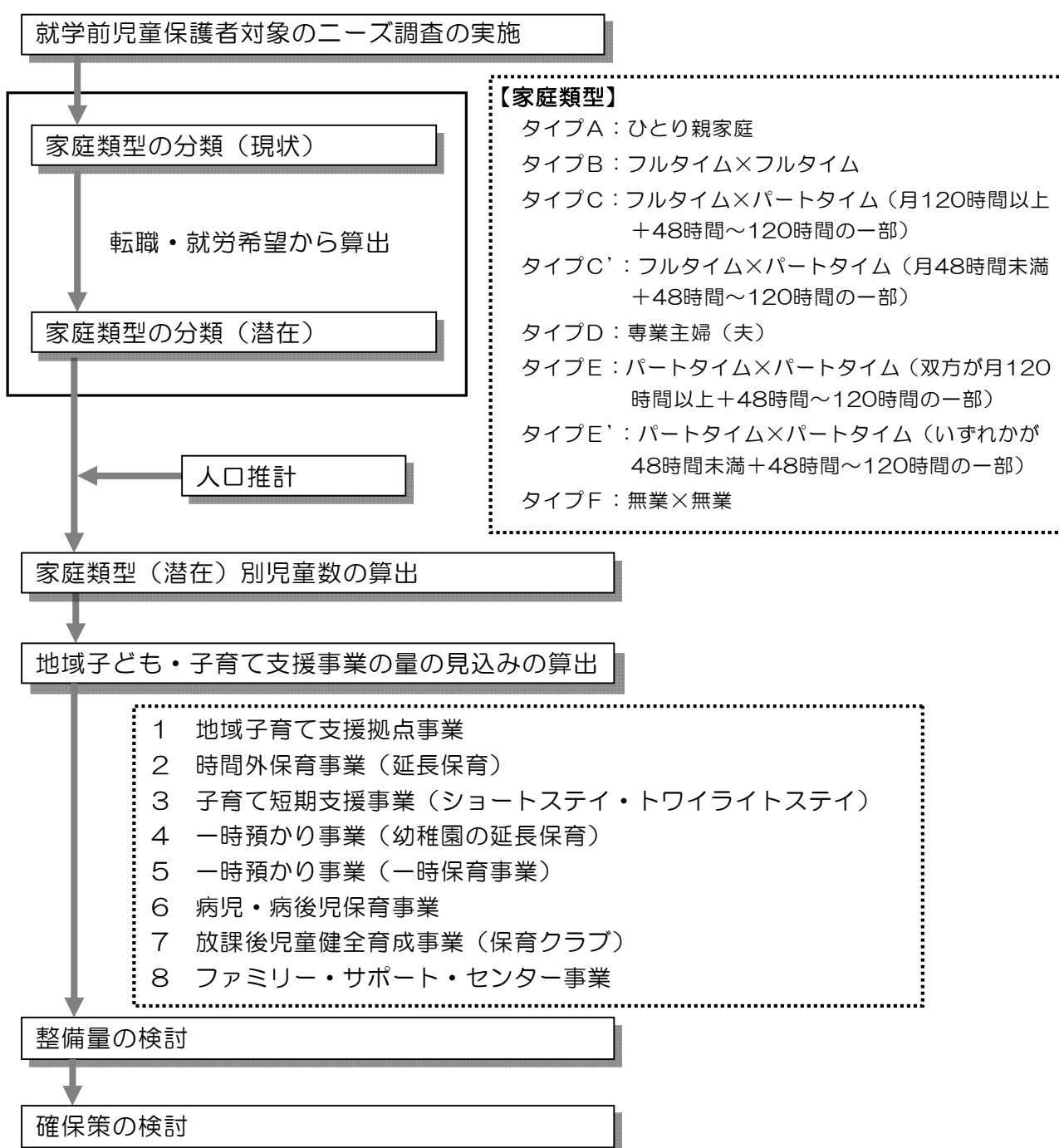
※家庭的保育者・・・市長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市長が適当と認めるもの。

## 第4章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1 推計の手順

子ども・子育て支援法に定められた地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果を基に推計するものと、人口推計や実績、施策の方向性等から算出するものがあります。ニーズ調査結果を基にするものは、次の手順で推計します。

図表3-10 地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査結果、人口推計や実績、施策の方向性等から算出した、子ども・子育て支援法に定められた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次のとおりです。

図表3-11 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	実績		推計					
		平成 24年度	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
利用者支援事業	か所	2	3	5	5	5	7	7	
妊婦健康診査事業	人	926	881	930	933	935	938	940	
乳児家庭全戸訪問事業	人	816	891	879	879	874	868	862	
養育支援訪問事業	人	27	38	60	82	104	126	150	
地域子育て支援拠点事業	人回	104,445	101,059	105,511	104,946	104,215	104,800	104,215	
子どもを守る 地域ネットワーク機能 ※要保護児童人数	人	121	151	100	100	100	100	100	
時間外保育 (延長保育)事業	人	925	1,126	1,285	1,279	1,270	1,277	1,270	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	人日	0	0	44	44	44	44	44	
一時 預かり 事業	幼稚園の 延長保育	人日	5,531	6,336	8,296	8,866	8,138	8,279	8,246
	一時預かり事業・ 休日保育事業	人日	8,541	10,173	10,277	10,222	10,151	10,208	10,155
病児・病後児保育事業	人日	86	151	178	205	231	231	231	
放課後 児童健全 育成事業 (保育クラブ)	低学年	人	516	541	612	627	640	655	670
	高学年	人	75	90	92	108	119	131	146
ファミリー・サポート・センタ ー事業	人日	3,405	5,590	5,598	5,588	5,606	5,598	5,576	

### 3 地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制

#### (1) 会議

##### ①中央コミュニティケア会議

複合的な課題を抱えたケースについては、中央コミュニティケア会議において、他制度・他職種によるケアチームの編成やケアプラン作成への助言等の支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図り、包括的な課題解決に向けた検討を行います。

また、会議を通じたOJTにより、母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーター及びサービス事業者等のケアマネジメントに関する専門性の向上を図ります。

##### ②コミュニティケア会議（日常生活圏域）

子育て世代包括支援センター等では個別ケースの課題解決に向けた支援内容の検討と調整及びモニタリング・評価を行います。コミュニティケア会議は、市や関係機関、子育て世代包括支援センターの職員等が参加し、常に他制度・他職種の連携が行われる仕組みのもとで実施します。

##### ③要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策協議会は、児童福祉法に基づき、支援が必要な子どもや保護者、妊婦に対して、支援に必要な関係機関による情報交換と支援内容の協議を行うため、市町村に設置することができるとされています。

和光市では、子育てに不安を抱える家庭や保護が必要なケースに対し、チームケアにより課題解決を図るための組織として位置づけ、関係機関の協力体制による個別支援の更なる機能化を図ります。

また、圏域ごとに子育て世代包括支援センター等において課題解決に資するマネジメントを行い、複合的な課題を抱えたケースについては、中央コミュニティケア会議で支援内容の調整等を行います。さらに、要保護児童に対する効果的な支援体制を構築するため、以下の取組みを実施します。

#### (2) マネジメント事業

わこう版ネウボラ事業は、医療・保健・予防・福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として実施します。相談支援となるケアマネジメントと子育て支援サービスを確立します。現在子育てをしている人、これから子育てをする人のどちらも利用できます。

### ①利用者支援事業

和光市では、妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口を日常生活圏域ごとに整備し、家庭の様々な課題にあわせたマネジメント及びサービスコーディネートを行い、地域包括支援センター等とのマネジメント統合を見据えながら提供体制を充実します。「わこう版ネウボラ」の実施拠点では、マネジメントスキルをもった下記の専門職を配置し、母子保健（医療・保健）と子育て支援（福祉・ソーシャルワーク）の両面から子育て家庭を支援します。

また、家庭における暮らしや家計等の経済的不安を解消するための期間的な生活支援を実施します。安心して第2子、第3子を産み育てていくことができるよう、将来、支援拠点へのファイナンシャルプランナーの配置を視野に入れ、家庭における出産・育児の環境を整える支援についても充実を図ります。

#### (ア) 母子保健コーディネーター（医療・ヘルスマネジメント）

医療や母子保健の知識・経験を有する専門職（保健師・助産師・看護師等）を配置します。

#### (イ) 子育て支援コーディネーター（福祉マネジメント）

子育て支援やソーシャルワークの知識・経験と有する専門職（社会福祉士や相談業務を行うことができる保育士等）を配置します。

#### 【提供体制】

(か所)

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
市内提供体制 (か所数)	2	3	5	5	5	7	7
北エリア	1	1	2	2	2	3	3
中央エリア	0	1	2	2	2	2	2
南エリア	1	1	1	1	1	2	2

圏域	施設名	母子保健 コーディネーター	子育て支援 コーディネーター
【北エリア】	しらこ子育て世代包括支援センター	H26 配置	H27 配置
	おやこ広場もくれんハウス(サブセンター)		H27 配置
	統合型地域包括支援センター	H30 配置	H30 配置
【中央エリア】	和光市役所(こども福祉課・保健センター)	H26 配置	H27 配置
	わこう産前・産後ケアセンター(サブセンター)	H26 配置	
	キッズエイド和光子育て世代包括支援センター	H27 配置	H27 配置
【南エリア】	みなみ子育て世代包括支援センター	H26 配置	H27 配置
	統合型地域包括支援センター	H30 配置	H30 配置

## ②マネジメントの体制

### (ア) 相談窓口（インテーク）の場の拡大

わこう版ネウボラの実施に伴い、圏域ごとに設置されるマネジメント機関（子育て世代包括支援センター等）に母子保健コーディネーター及び子育て支援コーディネーターを配置し、地域における相談窓口の場を拡大します。

### (イ) 福祉政策課・こども福祉課・保健センターの機能化

各圏域におけるコミュニティケア会議において、処遇困難ケースや緊急性の高いケースの判断及び対応については、福祉政策課、こども福祉課及び保健センターがマネジメントの基幹的支援拠点として個別マネジメント及びケアプラン作成に係る助言や制度間調整等、個別支援の実行を支援します。

### (ウ) 総合相談調整

複合的な課題を含む、子ども・子育て分野の制度のみで解決することが困難なケースに対する支援を行うためには、他制度・他職種の有機的な連携が必要になるため、市の福祉政策課総合相談調整担当による組織及び制度横断的な連携調整を行います。

### (エ) 総合相談支援システム導入による情報統合

複数の制度や機関にわたる個別支援を効果的・効率的に実施するため、ICT（総合相談支援システム）を活用し、市（基幹的支援拠点）と地域のマネジメント機関の間で情報の統合を行うことにより、支援を必要とする人が市内のどの機関でも相談することができ、包括的な支援を可能とする体制を整備し、家庭全体を支援していきます。

## (3) 子ども・子育て支援サービス（公助サービス）

### ①産後ケア事業

産後、家族などから十分な支援が受けられない産婦と子どもで、かつ産婦に心身の不調または育児不安等のある方に個別型支援としてサービスを提供します。

母子保健コーディネーターのアセスメントに基づき、支援が必要な世帯を対象に、基本的には有料で提供します。

【提供体制】

サービス名	対象	内容	実施場所
ショートステイ (宿泊型)	退院後～生後4か月 までの乳児と母	育児技術の習得と産後の休養 (1人7日間まで)	わこう産前・産後 ケアセンター
デイケア(通所型)	生後1か月～6か月ま での乳児	育児技術の習得と不安の解消 (1人10日間まで)	わこう産前・産後 ケアセンター
訪問型産後ケア (看護型)	退院後～生後4か月 までの乳児と母	自宅へ看護師・助産師が訪問し、 育児技術の習得と不安の解消 (1人10回まで)	自宅
訪問型産後ケア (ヘルパー型)	退院後～生後4か月 までの乳児と母	自宅へヘルパーが訪問し育児技 術の介助(1時間程度) (1人10回まで)	自宅
新生児一時保育	生後56日以内の乳児 で親族等で保育できる 方がいない方	生後56日以内の乳児の一時保 育(1日2人まで)	わこう産前・産後 ケアセンター

②養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

コミュニティケア会議を設置し、市の把握する要保護児童について、必要な世帯にはアセスメントに基づき利用決定を行い、支援員を派遣します。保護者の育児、家事等の能力向上のための家事援助、育児・栄養等の指導・支援を行います。

また、訪問者の資質確保のために、座学研修やOJTによる知識及びマネジメント力の向上を図ります。

【見込量と提供体制】

	(人)						
	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)	27	38	60	82	104	126	150
提供体制	-	-	150	150	150	150	150



### ③ひとり親・生活困窮家庭等への支援事業

市では、複合的な課題を有するひとり親・生活困窮家庭等に係る子育て世帯への支援のため、コミュニティケア会議を通じて、課題の解決から自立に向けた支援サービス（就労支援・学習支援・生活力向上支援等）をコーディネートし、個別又は世帯の課題解決を図り、自立を支援します。

また、具体的な支援策として、母子・父子自立支援員による支援や、「和光市暮らし・仕事相談センター」として設置する“すてっぷ”、“すたんど・あっぷ和光”における就労支援や生活再建に向けた支援を行います。

和光市では、暮らしや家計に関して課題を持った世帯に対して、支援が必要な状態に至った原因（個人の問題と世帯や環境の問題）に着目し、将来自立した暮らしを営むことができるよう、平成27年度中に策定予定の「(仮称)和光市地域生活支援計画」と連動して、予防的な視点を持った包括的な課題解決と自立支援に資する事業の検討と、新たな支援の仕組の構築を進めます。

## (4) 子ども・子育て支援サービス（公助共助サービス）

### ①妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

今後は、わこう版ネウボラの仕組みとして、母子手帳の交付を圏域で行うことにより、母子保健コーディネーターによる妊婦とのファーストコンタクトの際に、妊婦健康診査についての適切な支援・指導を行います。市と医療機関との協定を結び、医療連携強化を行います。

#### 【見込量と提供体制】

(人)

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (実人数)	926	881	930	933	935	938	940
提供体制	-	-	879	879	874	868	862

## ②乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

和光市では、乳児家庭全戸訪問事業として、こんにちは赤ちゃん訪問事業及び妊産婦新生児訪問事業をあわせて実施し、保健師・助産師の専門職が訪問することにより、産後間もない家庭への質の高い支援を可能にします。

今後は、本事業を単独ではなく、わこう版ネウボラに位置づけて一体的に支援することにより、妊娠・出産早期の支援強化を行います。

### 【見込量と提供体制】

(人)

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量(こんにちは赤ちゃん事業利用者数)	816	891	879	879	874	868	862
提供体制	-	-	879	879	874	868	862

## ③産前・産後サポート事業

産前・産後の教室を地域の子育て支援拠点で実施します。

サービス名		実施場所
産前の教室	プレパパママ教室	みなみ子育て世代包括支援センター
		しらこ子育て世代包括支援センター
		キッズエイド和光子育て世代包括支援センター
マタニティクラス	わこう産前・産後ケアセンター	
産後の教室	新米ママ学級	わこう産前・産後ケアセンター
	赤ちゃん学級	みなみ子育て世代包括支援センター
		しらこ子育て世代包括支援センター
		おやこ広場もくれんハウス
	キッズエイド和光子育て世代包括支援センター	

## (5) 通所型事業

### ①時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に認定こども園、保育所等で保育を実施します。

この事業は、将来的に全ての保育施設・地域型保育事業所で実施します。提供体制の整備は、圏域ごとの保育施設の整備にあわせて展開することを基本とし、地域の実情にあわせ、弾力的に実施します。

#### 【見込量と提供体制】

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量(実人数)	925	1,126	1,285	1,279	1,270	1,277	1,270
提供体制	-	-	1,538	1,734	1,917	2,021	2,052
認可保育所	-	-	1,296	1,368	1,396	1,396	1,216
小規模保育 事業	-	-	242	366	461	518	556
認定こども園	-	-	-	-	60	107	280

(人)

### ②子育て短期支援事業（ショート・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

市では、わこう版ネウボラの事業の1つとして、わこう産前・産後ケアセンターで生後間もない乳児を対象とした産後ケア型のショートステイ等を実施しています。

この他、保護者の疾病等の理由による保育型のショートステイ・トワイライトステイについては、平成27年度に実施効果等の検証を行い、平成28年度から保育所等による併設事業やファミリー・サポート・センター事業の一環として実施する夜間養育訪問事業等の整備について検討を行います。

【見込量と提供体制】

		(人日)						
		平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)		0	0	44	44	44	44	44
提供体制		-	-	250	250	250	250	250
通所型	ケア型	-	-	250	250	250	250	250
	保育型	-	-	ニーズ調査等、実態を細かく分析し、施設が必要かどうかを検討				
訪問系 (夜間養育)		-	-	通所系サービスで対応できないニーズについて提供体制を整備				

③一時預かり事業（幼稚園の延長保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的な預かりを行います。このうち、幼稚園における一時預かりは、在園児を対象とした延長保育です。また、対象が在園児であるため、在園児童の地域構成が圏域の利用率となります。

平成25年度は、市内幼稚園の4園中、3園が事業を実施し、平成27年度から4園すべてで事業を実施します。

【見込量と提供体制】

		(人日)						
		平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)		5,531	6,336	8,296	8,866	8,138	8,279	8,246
提供体制		-	-	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	北エリア	-	-	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	中央エリア	-	-	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	南エリア	-	-	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

## ④一時預かり事業・休日保育事業

前項の幼稚園での一時預かり事業のほか、認定こども園、保育所及び地域子育て支援拠点でも一時預り保育を行っており、こちらは在園児以外を対象とした平日の単発的な保育の需要を支援する事業です。また、休日の保育が必要となった場合に支援する休日保育事業も行っています。

南エリア施設利用者の3分の1は、北地域居住の児童のため、北地域の一時的保育の整備を行います。平成27年度、白子3丁目に新設する保育所の整備に伴い、北エリアに1園整備します。平成27年度に一時預かり事業及び休日保育事業の実施効果等の検証を行い、一時預かり事業・休日保育事業の内容及び利用料金の見直しを行います。

## 【見込量と提供体制】

(人日)

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)	8,541	10,173	10,277	10,222	10,151	10,208	10,155
提供体制	-	-	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
北エリア	-	-	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
中央エリア	-	-	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
南エリア	-	-	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600

## ⑤病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育等をする事業です。

北エリアに病児・病後児保育施設を1園整備するとともに、緊急サポートセンター事業や24時間定期巡回訪問介護・看護との連携による訪問型の病児・病後児保育サービス及びの整備を行うことで、市内全域の病児・病後児のニーズに対応します。

## (ア) 施設型病児・病後児保育

(みなみ病後児保育室、諏訪ひかり保育園病児・病後児保育やわら、平成27年度北エリア1園整備予定)

(イ) 緊急サポートセンター事業（軽度対応型）

(ウ) 24時間定期巡回訪問介護・看護（重度対応型）

【見込量と提供体制】

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)	86	151	178	205	231	231	231
提供体制	-	-	178	205	231	231	231
北エリア	-	-	77	88	99	99	99
中央エリア	-	-	57	66	74	74	74
南エリア	-	-	44	51	58	58	58

(人日)

⑥放課後児童健全育成事業（保育クラブ）

小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用した適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

平成27年度より、事業の対象児童をこれまでの小学1～4年生までから小学1～6年生までに拡大します。事業対象児童の拡大に伴う保育ニーズの増加により、平成31年度までに北東エリア及び中央エリア、南エリアに待機児童が発生することが見込まれます。これに対応するため、現行施設の運営を継続するとともに民間を活用したバリエーションのある保育を展開し、放課後の子どもの居場所づくりを行っていきます。

施設整備としては、平成28年度以降に中央エリア、北西エリア及び南エリアにそれぞれ40人規模の民間保育クラブの誘致を行うほか、既存の公共施設、福祉施設等を活用した共生型保育施設を整備していきます。また、既存の施設についてもおおむね40人単位での保育が行えるよう施設整備を図ります。なお、新たに参入する事業所には、市で定めた設置基準及び運営基準等を満たすことを条件とします。

また、放課後子ども教室の拡大、児童館、ファミリー・サポート・センター等既存サービスの利用促進など、保育クラブ以外の居場所整備も進め、利用者の生活に、より適したサービス利用の選択が可能となる環境づくりを行い、待機児童の解消を図っていきます。障害児の放課後の居場所の確保は、放課後児童デイと保育クラブとの連携による整備を想定します。

## 【見込量と提供体制】

(人)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成27年度 (推計)	平成28年度 (推計)	平成29年度 (推計)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)
見込量(実人数) ( )は内4～6年生	591(75)	631(90)	704(92)	735(108)	759(119)	786(131)	816(146)
北東エリア	150(22)	165(20)	171(21)	187(27)	186(28)	186(30)	179(32)
北西エリア	135(12)	147(17)	168(24)	159(25)	161(27)	162(28)	172(31)
中央エリア	160(32)	161(33)	180(28)	190(31)	199(33)	210(36)	220(39)
南エリア	146(9)	158(20)	185(19)	199(25)	213(31)	228(37)	245(44)
提供体制( )は施設数	689(10)	689(10)	684(10)	774(11)	854(13)	854(13)	854(13)
北東エリア	160(2)	160(2)	135(2)	225(3)	225(3)	225(3)	225(3)
北西エリア	160(2)	160(2)	160(2)	160(2)	160(2)	160(2)	160(2)
中央エリア	186(3)	186(3)	186(3)	186(3)	226(4)	226(4)	226(4)
南エリア	183(3)	183(3)	203(3)	203(3)	243(4)	243(4)	243(4)

※提供体制は公設及び民設保育クラブのみの児童の受入れ数を表しており、この他に共生型施設や放課後子ども教室等、保育クラブ以外の放課後の居場所を整備し活用していくことで、保育クラブの提供体制を超える見込量の部分について、待機児童が発生しないよう配慮していきます。

※北東エリア27年度は下新倉保育クラブ(定員90人)工事により使用不可のため定員90人減だが、白子第二保育クラブ(定員65人)増設により、27年度北東エリアの定員総数は25人減。

※北東エリアに28年度公設1施設(下新倉保育クラブ定員90人)増設、中央エリアに28年度民間1施設(定員40人)誘致、南エリアに29年度民間1施設(定員40人)誘致。

## 【放課後児童健全育成事業利用者の内訳の割合】

市では、対象児童及びサービス必要量の増加に対応するため、民設保育クラブを誘致します。放課後児童健全育成事業を利用する児童の割合の内訳を、平成31年度には、公設保育クラブ90.2%、民設保育クラブ9.8%とします。

保育クラブの利用を希望する児童の一部及び利用を希望しない児童には、共生型施設や放課後子ども教室等、他の施設やサービスにより、ニーズを補完していきます。

図表3-12 放課後健全育成事業利用者の人数

	平成25年度	平成31年度
公設保育クラブ	631人 (100.0%)	736人 (90.2%)
民設保育クラブ	0人 (0.0%)	80人 (9.8%)

### ⑦放課後子ども教室

地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を目的として、小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

放課後子ども教室は既に市内全ての小学校で開催しており、保育クラブ入所児童も、放課後子ども教室に参加できるよう相互連携し、多くの児童が参加しています。また、各会場で開催されている放課後子ども教室実行委員会に保育クラブ支援員も委員として関わり、教室のプログラムや保育クラブ児童の参加方法等について協議をするなど、緊密な連携を図っています。今後も放課後子ども教室の活動内容を充実し、保育クラブとも引き続き連携を進めていきます。

### ⑧児童センター・児童館

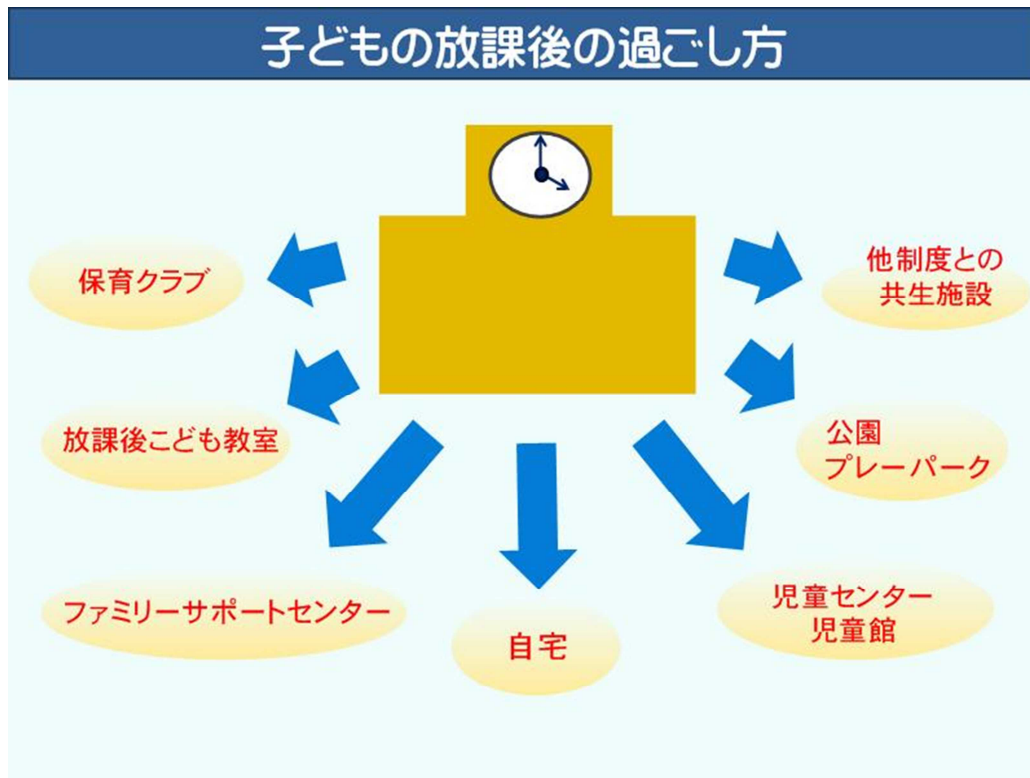
児童（児童福祉法上の定義では0歳～18歳未満の子どもとされています。）に健全な遊びの場と機会を与え、その健康を増進し、豊かな情操をはぐくむことを目的として設置される施設です。

地域における児童の健全育成の拠点として、地域の様々な主体と連携を図りながら、子どもたちの意見を取り入れるなど、子どもの放課後の過ごし方をより豊かにするための全体的な調整、促進を行います。また、子育て中の保護者の交流の場として機能させるとともに、市及び子育て世代包括支援センター等との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ることで、地域における子どもや保護者の孤立を防止し、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見等を可能とする体制を構築します。



## ◆子どもの放課後の過ごし方

子どもが自主的に地域の中で放課後の居場所を選択し、安心・安全を前提とした上で、子どもたちが、よりいっそう豊かで楽しく過ごせるように、バリエーションのある放課後の居場所づくりを行います。



### ⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互交流を促進し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、地域支援として、地域活動団体や地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生を行います。

拠点を圏域に1か所ずつ整備し、北エリアはしらこ子育て世代包括支援センター、中央エリアはおやこ広場もくれんハウス、南エリアはみなみ子育て世代包括支援センターで事業を行います。

今後はわこう版ネウボラの拠点として、妊娠期から身近につどえる場の整備を行います。

#### 【見込量と提供体制】

	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用回数)	104,445	101,059	105,511	104,946	104,215	104,800	104,215
提供体制	-	-	105,511	104,946	104,215	104,800	104,215
北エリア	-	-	45,952	45,706	45,388	45,643	45,388
中央エリア	-	-	10,050	9,997	9,927	9,983	9,927
南エリア	-	-	49,508	49,243	48,900	49,174	48,900

(人回)

## (6) 訪問型事業

### ①ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

引き続き協力会員の拡大を目指し、地域の互助における訪問サービスを強化します。様々な預かりのニーズに対応するため、研修の充実による協力会員個人のスキルアップを図ります。また、平成29年度までに保育所や子育て世代包括支援センター等との併設や、ファミリー・サポート・センターの民設化と事業委託の検討を行います。

#### 【見込量と提供体制】

	(人日)						
	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 27年度 (推計)	平成 28年度 (推計)	平成 29年度 (推計)	平成 30年度 (推計)	平成 31年度 (推計)
見込量 (延べ利用者数)	3,405	5,590	5,598	5,588	5,606	5,598	5,576
提供体制	-	-	5,598	5,588	5,606	5,598	5,576
北エリア	-	2,739	2,743	2,738	2,747	2,743	2,732
中央エリア	-	2,089	2,092	2,088	2,095	2,092	2,084
南エリア	-	762	763	762	764	763	760

### ②家庭訪問型子育て支援事業：ホームスタート

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験のあるボランティアがホームビジターとして訪問する家庭訪問型子育て支援事業です。

週に一度、2時間程度、定期的に約2か月間訪問し、友人のように寄り添いながらの「傾聴」(話をきく)や「協働」(一緒に育児や家事を行う、外出する等)等の活動を行います。

ホームスタート事業を子育て世帯の孤立の防止等を目的とした互助の訪問型サービスとして位置づけ、わこう版ネウボラ事業の一環として、母子保健コーディネーターのマネジメントに基づき、必要な世帯に支援を行います。

### ③病児・病後児保育事業(再掲)

75 ページ参照

## (7) その他の事業

### ①公園、プレーパーク

地域で子どもが安心できる環境で自主性を持って遊び、健やかに成長・発達することができるように、利用者と地域住民との関わりの中で公園の環境を作っていきます。具体的には公園サポーターを養成し、公園の地域による見守り体制を創出することを目指します。

プレーパーク事業は地域団体と協働し、市内の子どもの居場所づくりや子どもの育ちを支援する事業です。プレーリーダーは、子どもや親子の見守りと自由に創造的な遊びの支援を行うとともに、チームケアの一員としての相談機能も有します。今後は子育て支援センター等の事業としての拡大の検討や、公園や児童センター（館）等における和光市独自の遊び場づくりを推進し、子どもたちの意見を取り入れた運営を行います。

### ②（仮称）わこうキッズサミット

市の施策や計画の策定、中間評価・見直し等に際して、子ども対象のパブリック・コメント（ヒアリング）を実施し、子どものニーズを計画策定に取り入れます。

また、児童センターや児童館、保育クラブ等と連携し、圏域別に子ども主体の熟議を行い、子どもたちのニーズや子どもの視点を子ども・子育て会議において、施策へと具現化していきます。



## 第4部

### 利用者負担額

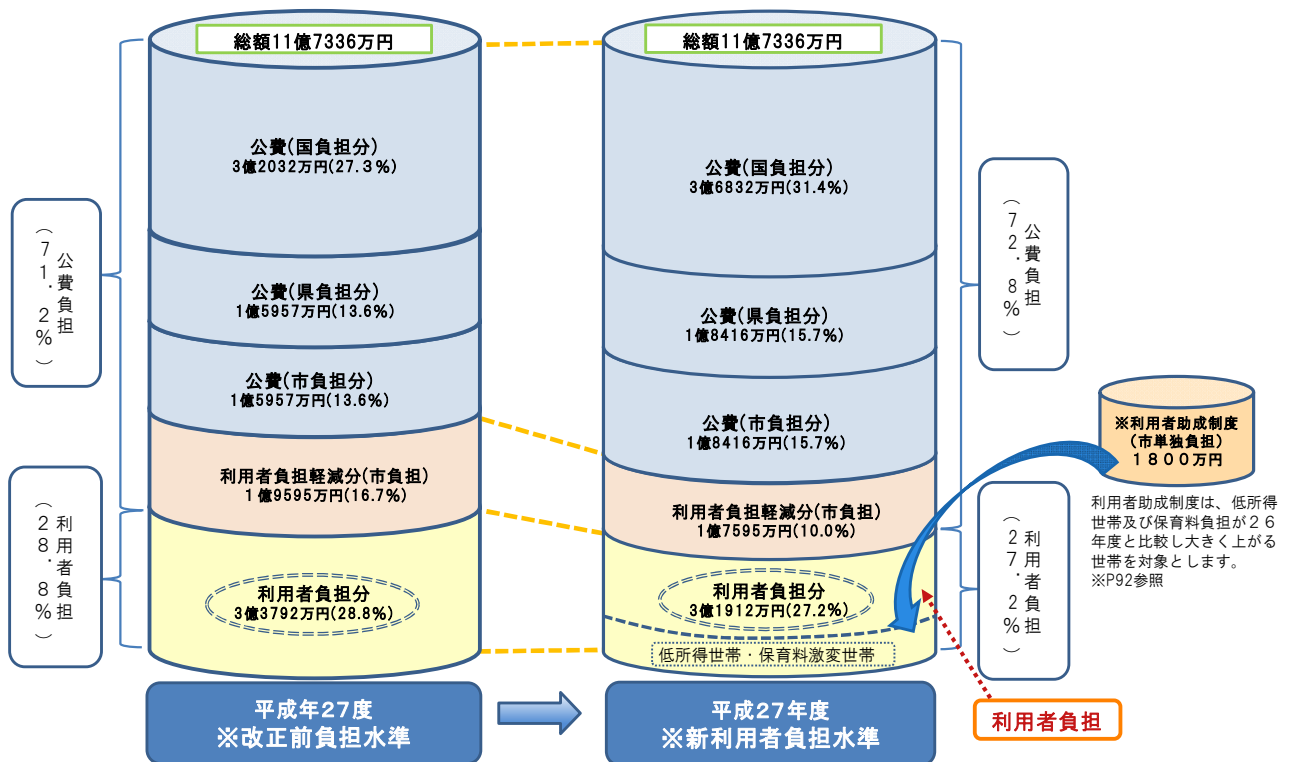


# 第1章 新制度における公費の仕組み

## 1 利用者負担額の構造と料金改定による負担率の推移

下図（図表4-1）は、特定保育施設及び特定地域型保育事業の財政構造（国、県、市及び利用者の費用負担率）を、平成27年度を例に制度改正前と新制度施行後と比較したものです。

図表4-1 特定保育施設・地域型保育事業の財政構造



### ◆利用者負担額と利用者負担軽減のために市が負担する額の見直し

制度改正前では、所得階層別の利用者負担額に不均衡が生じていることから、利用者間の公平性を確保するため、子ども・子育て新制度施行に伴い、利用者負担額の見直しを行いました。これにあわせて、低所得世帯に対する助成と、制度改正により利用者負担額負担が平成26年度（改正前）に比べて大きく増加する世帯を対象とした助成を実施します。

また、保育の実施に係る費用のうち、利用者の負担軽減のために市が独自に支出する額（図表4-1中の「利用者負担軽減分（市負担）」）は、市の財政から別途公費を投入し、利用者の負担軽減に加え、サービスの充実のために行ういわゆる上乘せ・横出しサービスの原資として活用することを想定するものであるため、その額が事業費全体に占める割合は、適切なものでなければなりません。

これまでの制度では、市が独自に行う支出する額の割合は、事業費全体の16.7%となっていました。利用者負担額の見直しや制度改正による公費負担の増加による財政構造の変化を踏まえ、市の独自負担のあり方を見直しました。その結果、現段階で、保育サービスの充実を図りつつ長期にわたり継続的かつ安定的に運営していくために市が独自に支出する額が事業費全体に占める負担割合は、10%程度と考えられることから、新制度においては、利用者負担軽減のための市の負担割合を10%に設定しました。

なお、利用者負担額の水準と、市が行う利用者負担軽減のあり方（事業費に占める割合等）は、3年ごとに見直しを行うものとします。

### ◆新制度移行に伴う財政構造の変化

図表4-1では、平成27年度の特定保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る費用約11億7336万円について、財政構造を制度改正前と新制度施行後で比較しています。

新制度においては、費用全体に占める利用者負担軽減のため市が独自に負担する金額の割合は、前述の理由から改正前の16.7%から6.7ポイント減少し、10%となります。

利用者負担分(利用者負担額)については、改正前の28.8%から1.6ポイント減少して27.2%となり、前述のとおり低所得世帯への助成や、利用者負担額負担が大きく増大する世帯への助成を行うことにより、事業全体で見ると、助成後の実質的な負担率は約25.7%となります。

このほか公費負担のうち、市が独自を支出するもの以外の国、県及び市が負担することとされている公費の割合(法定負担割合)の合計は、改正前の54.5%から8.3ポイント増加して62.8%となります。

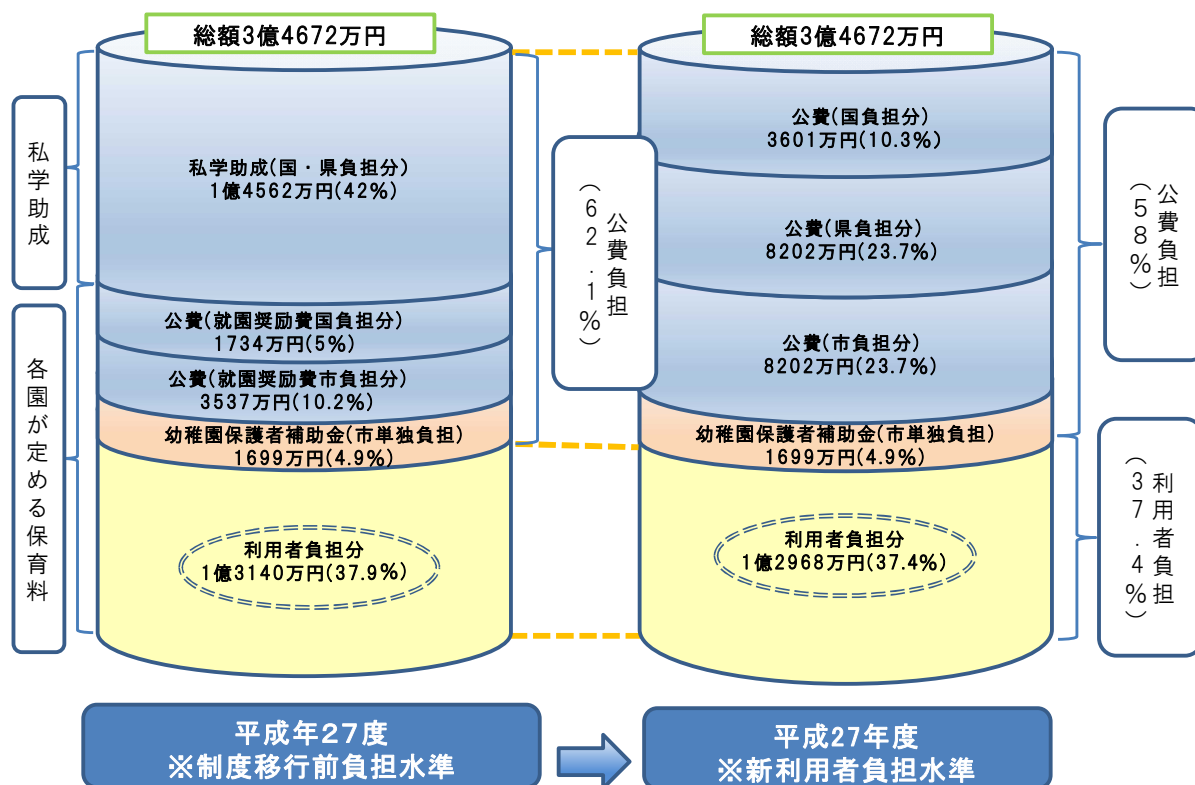
### ◆幼稚園利用者負担額の財政構造

図表4-2では、制度改正による幼稚園利用者負担額の財政構造の変化を、平成27年度を例に比較したものです。

これまでの財政構造は、国と県が負担する私学助成と、各園が定める利用者負担額(国と市が負担する就園奨励費補助金、市が独自に負担する幼稚園保護者補助金及び利用者負担分)により構成されおり、就園奨励費と幼稚園保護者補助金により利用者負担額の負担軽減を行っていました。一方、新制度では私学助成と就園奨励費補助金が、公費負担による「施設型給付費」と保護者の所得に応じた利用者負担により構成されます。



図表4-2 幼稚園の運営費用の内訳【市内幼稚園新制度移行仮定】



平成27年度の市内幼稚園運営に係る費用3億4672万円について、制度改正前と新制度施行後の財政構造を比較すると、改正前の公費による費用負担の割合は62.1%で、このうち市が独自に行う利用者負担軽減（幼稚園保護者補助金として一律年額24,000円補助）の負担割合が4.9%となっているため、実質的な利用者負担割合は37.9%となります。

新制度施行時点（平成27年度）では、市内幼稚園が新制度に移行する予定はありませんが、新制度に移行した場合は、市が負担する割合は23.7%に増加し、利用者負担額は37.4%となります。

なお、図表4-2で示した財政構造は、制度上「当分の間（法令等が改正されるまでの間）」の措置とされているものですので、今後、国の財政措置等に変更があった場合には、財政構造が再編成されることになります。

また、幼稚園利用者負担額のあり方についても、制度の状況等を踏まえ、3年間ごとに見直しを行うこととします。

## 2 公定価格の算定方法

公定価格とは、給付対象施設の基本的な保育の実施に係る費用であり、地域区分、施設区分及び施設規模等を勘案し定められた数値で算定されます。その内訳は保育基本単価、処遇改善に係る費用、人員の配置に係る費用及び実施する事業に要する費用で構成されています。

公定価格は以下の式で算定されます。

$$\boxed{\text{公定価格} = \text{施設型給付費} + \text{利用者負担額}}$$

施設型給付費（市町村から）、利用者負担額（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

### ◆利用者負担額

利用者の所得（住民税を基準）に応じて利用者の居住地の和光市が定める利用者負担額

### ◆給付費

利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

## 第2章 教育・保育の利用者負担額の構成

### 1 国の利用者負担限度額

国が提示している利用者負担の限度額は以下のとおりです。

現在の利用者負担額は所得に応じた金額になっており、前年度の所得税を根拠とした上で利用者負担額を算定していますが、新制度では、市町村民税を根拠として利用者負担額を算定していきます。

図表4-3 国が想定する利用者負担限度額

階層区分	3号認定子ども		2号認定子ども	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

階層区分	1号認定子ども
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③所得割課税額 77,100円未満	16,100円
④所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤所得割課税額 211,201円以上	25,700円

上記の国が示す利用者負担限度額の範囲内で、市町村が個別に利用者負担額を定めることとなります。

## 2 和光市の利用者負担額

国の提示している利用者負担を基に、和光市が定める利用者負担額は以下のとおりです。

図表4-4 和光市の新制度における利用者負担額(2号・3号) <保育所利用者>

国階層	和光市新制度 利用者負担額 (案)	定義	0-2歳(3号)		3歳(2号)		4-5歳(2号)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	7,200円	7,080円	4,800円	4,720円	4,800円	4,720円
第3階層	第3階層	市町村民税額の所得割額が 48,600円未満	15,600円	15,330円	13,200円	12,980円	13,200円	12,980円
第4階層	第4階層	市町村民税額の所得割額が 97,000円未満	24,000円	23,590円	21,600円	21,230円	21,600円	21,230円
第5階層	第5階層	市町村民税額の所得割額が 133,000円未満	32,040円	31,500円	29,880円	29,370円	29,880円	29,370円
	第6階層	市町村民税額の所得割額が 169,000円未満	35,600円	34,990円	33,200円	32,640円	33,200円	32,640円
第6階層	第7階層	市町村民税額の所得割額が 235,000円未満	43,920円	43,170円	36,000円	35,390円	35,000円	34,410円
	第8階層	市町村民税額の所得割額が 301,000円未満	48,800円	47,970円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
第7階層	第9階層	市町村民税額の所得割額が 349,000円未満	57,600円	56,620円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
	第10階層	市町村民税額の所得割額が 397,000円未満	64,000円	62,910円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円
第8階層	第11階層	市町村民税額の所得割額が 397,000円以上	83,200円	81,790円	45,000円	44,240円	35,000円	34,410円

各階層に応じた国の徴収限度額に、8割を乗じて得た数を各階層の保育標準時間徴収額としています。第5・6階層、第7・8階層、第9・10階層についてはそれぞれ国の示す基準階層を2分割しているため、下位の階層については国階層徴収限度額に8割を乗じたものにさらに9割を乗じて得た数(国階層徴収限度額に7割2分を乗じて得た数)を徴収額としています。

保育短時間においては、標準時間の徴収額から公定価格における標準時間と短時間の価格差1.7%を減じて得た数について、一の位を四捨五入し徴収額としています。

特定保育施設及び特定地域型保育事業を利用する児童のいる多子世帯に対する軽減措置として、同時に教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する児童が世帯内に在する場合、第2子については表中の額に5割を乗じて得た数(10円未満切り捨て)を徴収額とし、第3子以降については徴収免除となります。

図表4-5 和光市の新制度における利用者負担額(1号)＜幼稚園利用者＞

国階層	和光市新制度 幼稚園利用料(案)	定義	1号認定子ども
第1階層	第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円
第3階層	第3階層	市町村民税の所得割額が77,100円以下	16,100円
第4階層	第4階層	市町村民税の所得割額が221,200円以下	20,500円
第5階層	第5階層	市町村民税の所得割額が221,200円以上	25,700円

幼稚園利用者負担額については、上記の表（図表4-5）のとおりとします。

また、多子世帯に対する軽減措置として幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

## 第3章 利用者助成

### 1 低所得者層助成（2号・3号認定子ども）

新制度移行に伴う利用者負担額の見直しにより、負担が増大する低所得者層を対象として利用者負担額の助成を行います。

2号・3号認定子どもの助成額については現行利用者負担額の階層ごとの最高額を基準とし、対応する新利用者負担額との差額について助成をします。第3階層については、平成26年度までの利用者負担額のC3階層の利用者負担額最高額を基準として算定します。

対象世帯は、新利用者負担額徴収表において第2階層（市町村民税非課税世帯）及び第3階層（市町村民税所得割48,600円未満世帯）に所属する世帯とします。

図表4-6（2号・3号）助成額表

階層	新利用者負担額(①)			現行基準額 (②)	助成額(①-②)		
	0-2歳児	3歳児	4-5歳児	0-5歳児	0-2歳児	3歳児	4-5歳児
第2階層	7,200円	4,800円	4,800円	1,000円	6,200円	3,800円	3,800円
第3階層	15,600円	13,200円	13,200円	10,100円	5,500円	3,100円	3,100円

### 2 利用者負担額の激変緩和措置（2号・3号認定子ども）

平成26年度から継続して保育所を利用している子どもについて、新制度移行に伴う利用者負担額の見直しにより負担額が大きく増大する児童を対象に、負担額の軽減を図る助成を行います。

助成額については、平成26年度利用者負担額徴収額を基準とし、平成27年度利用者負担額算定時に金額が大きく上昇する世帯に対し、負担額が10,000円を超えた場合、その超過分を助成額とします。

本助成は、現在保育施設を利用している利用者に対しての負担激変緩和のための措置であることから、次回利用者負担額見直し時期である平成29年度末までに同じく見直しを行います。

### 3 入園料助成（1号認定子ども）

新制度移行後において、利用者に入園料の負担が生じる場合については、これまでの入園料助成と同様に助成を行います。

また、今後の入園料助成については、新制度移行の有無に関わらず平成28年度から全体的な見直しを行います。

### 4 多子減免の対象拡大

世帯内で同時に保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所等に入園している兄弟児がいる場合、保育施設を利用している第2子は半額、第3子（3号認定こどものみ）は無料となります。